

札幌市公立夜間中学に係る校名検討委員会設置要綱

(令和 2 年 12 月 21 日 教育長決裁)

(目的)

第 1 条 札幌市公立夜間中学に係る校名検討委員会は、札幌市附属機関設置条例第 2 条第 1 項の規定に基づく附属機関（同条例別表 2 の「作品、実演等の選考に係る委員会に該当」であり、この要綱は札幌市公立夜間中学に係る校名検討委員会の運営について定めるものとする。

(組織等)

第 2 条 検討委員会は、8 名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、有識者その他学校関係者など教育長が適当と認める者とし、教育長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から札幌市公立夜間中学に係る校名案が整理される日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選とする。

2 委員長は、検討委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(謝礼)

第 6 条 委員に対して、検討委員会 1 回の出席（オンラインによるリモート会議含む）につき報酬として 12,500 円を支給する。ただし、札幌市職員は無報酬とする。

(事務局)

第 7 条 検討委員会の事務局は、札幌市教育委員会学校教育部教育推進課に置き、学校教育部長を事務局長とする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、学校教育部長が決定する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。